
第1章 計画の基本的な考え方

1 改定の趣旨

和歌山県（以下、「県」という。）では、平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」（以下、「推進法」という。）及び平成25年6月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）の内容を踏まえ、平成27年3月に「和歌山県消費者教育推進計画」（以下、「一次計画」という。）を策定し、総合的かつ一体的な消費者教育を推進しているところです。

平成29年4月に、新たな「和歌山県長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定し、くらしやすさを高めるために「県民一人一人が消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けるため、子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた体系的な消費者教育を推進」することを掲げています。

また、国において、基本方針の中間的見直しが平成29年4月に公表され、「消費者教育の効果的な推進」及び「社会情勢の変化に対応した消費者教育の必要性」、「社会や環境を意識した消費行動に関する消費者教育の重要性」など、今後、基本方針の変更に向けた検討にあたり強化すべき事項が示されております。

今回、近年の消費者を取り巻く状況及びこれまでの取組の評価と課題を踏まえ、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、より一層効果的な消費者教育を推進するため、本計画を改定します。

2 消費者教育の意義

消費者をめぐる状況が多様化・複雑化する中、県民が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するためには、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合に対処することができる能力を身に付けることが重要であり、また、公正かつ持続可能な社会を形成するためには、消費者行動が経済社会、環境、資源エネルギー等に与える影響を自覚し、行動する消費者が求められています。

また、消費者基本法や消費者白書等においても、消費者教育の重要性が明記されています。

○消費者基本法における「消費者教育」

消費者基本法では、第2条において、消費者に対し、必要な情報及び教育の機会が提供されることは消費者の権利の一つであることと位置付けるとともに、消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することが基本とされています。

また、同法第7条では、消費者に対し、自ら進んでその消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的な行動に努めることを求めています。

○「国民生活白書」及び「消費者白書」における「消費者市民社会」の推進

平成20年版国民生活白書では、消費者の消費行動が国内・国外の経済・社会に与え得る影響は大きく、ますます「個人が、消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会」である「消費者市民社会」への転換が必要であると訴えています。

そして、消費者の意識を「社会をより良いものに変える原動力」とするためにも、消費者教育の重要性を説いています。

平成29年版消費者白書では、消費者市民社会の形成に向けた取組として、食品ロス削減やフェアトレード商品の選択等を含む「倫理的消費」が挙げられており、「日本の経済社会を物心両面からより豊かにする大きな可能性を秘めている」としています。また、これらの取組は、平成27年9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進に繋がるものと位置付けられています。

※「消費者市民社会」とは、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（推進法第2条第2項）」を指します。

※「倫理的消費」とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）」）を指します。

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年9月に国際連合の「持続可能な開発サミット」で採択された、2030年までの国際目標です。17個の持続可能な開発目標を達成することにより「誰一人取り残されない」社会の実現を目指すものです。

○「学習指導要領」等における消費者教育

平成18年に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）において、教育の目標として、「自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定されています。

また、平成29年に改訂された幼稚園教育要領等においては、ねらい及び内容「環境」の中に、「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」とされています。同年に改訂された小・中学校の学習指導要領においても、小学校の家庭科に「売買契約の基礎」、中学校の技術・家庭に「計画的な金銭管理や消費者被害への対応」、社会科に「国連における持続可能な開発のための取組」が盛り込まれるなど、小学校では社会科、家庭科、道徳科、中学校では社会科（公民的分野）、技術・家庭科（家庭分野）、道徳科で消費者教育に関する内容が充実されています。更に、高等学校の学習指導要領においても、家庭科には「消費行動と意思決定」や「消費者の権利と責任」が項目として挙げられています。

なお、学習指導要領等に具体的な学習内容として記述されていませんが、各教科の発展的な学習や総合的な学習の時間等において、消費者教育に関する内容を取り上げた学習が行われている例もあります。

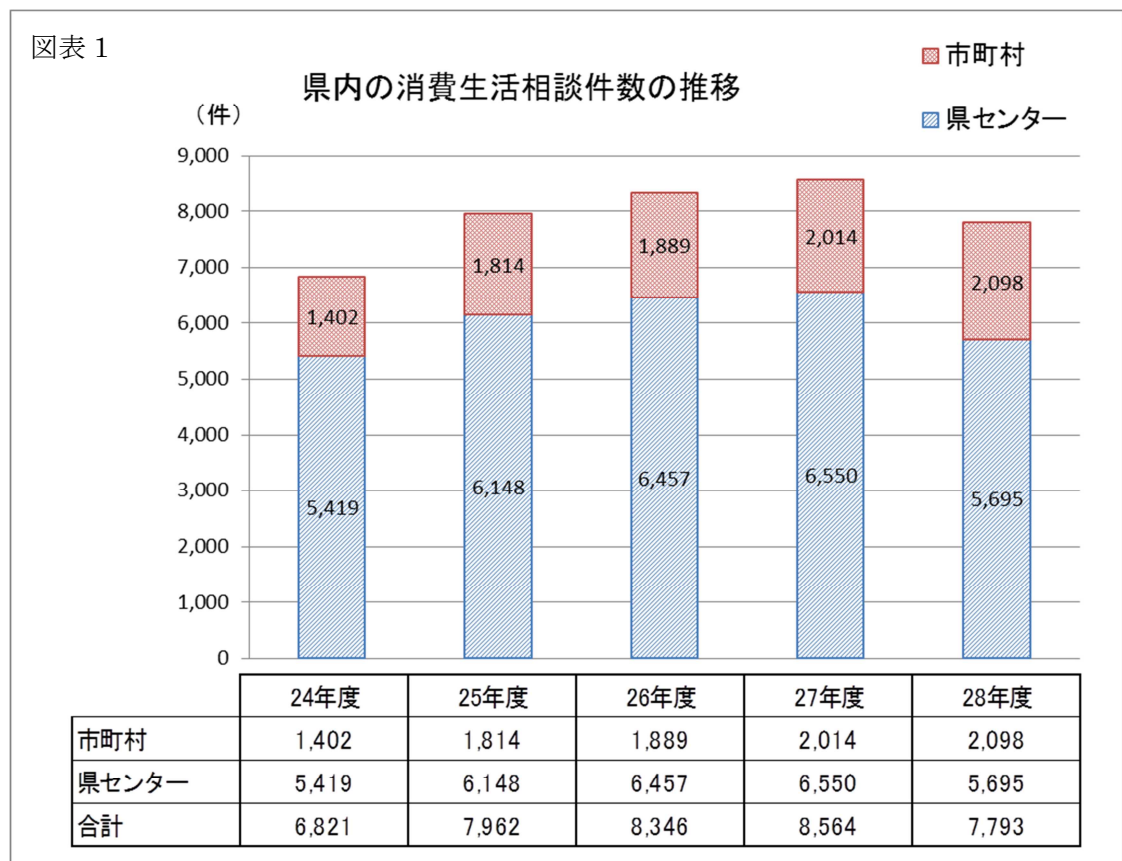
[消費者教育の推進によって期待できる効果]

- ① 消費者・事業者間の情報の質・量、交渉力の格差等に起因する消費者被害の防止
- ② 自らの利益の擁護・増進のため、自主的・合理的に行動できる自立した消費者の育成
- ③ よりよい社会発展のため、社会の一員として積極的に関与する消費者の育成

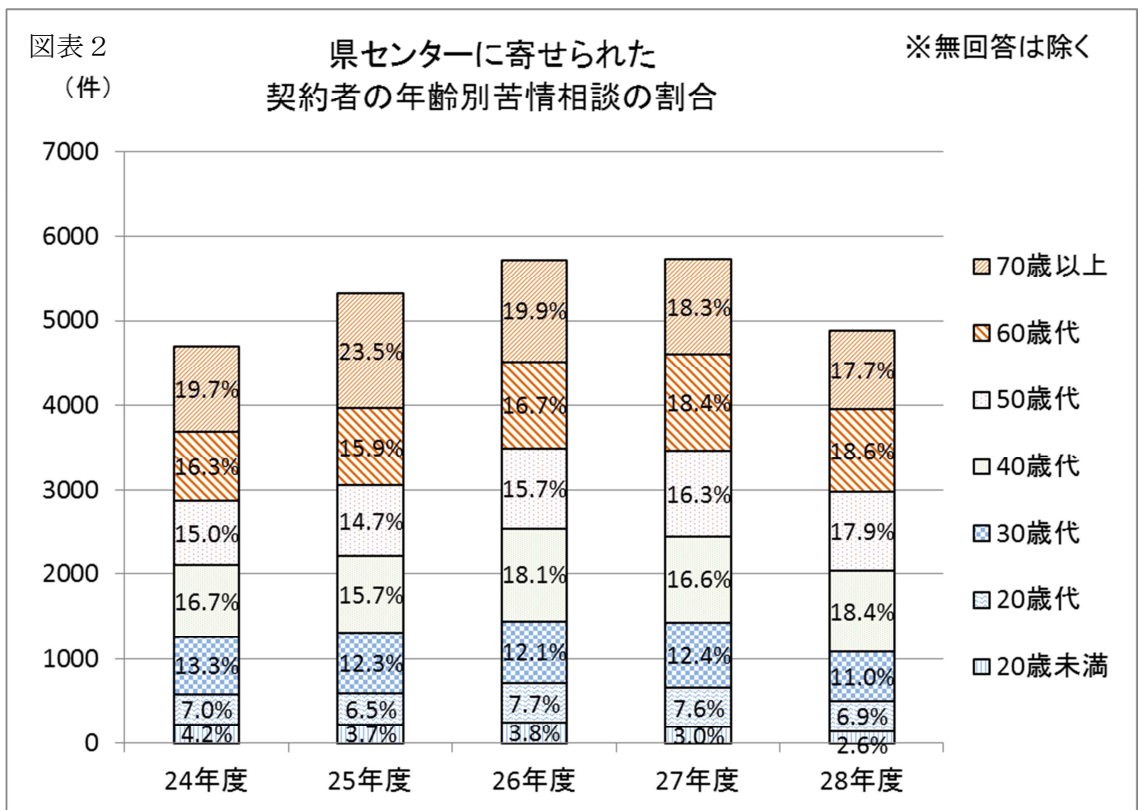
3 近年の消費者を取り巻く状況

近年、県内の消費生活相談窓口等に寄せられた消費生活相談は、やや増加傾向にありましたが、平成28年度は件数が減少しています。これは、県や市町村等が実施した消費者教育・啓発による効果や、平成28年5月に施行された改正電気通信事業法による書面交付義務などの利用者保護制度の導入により、固定通信回線に関する消費生活相談が減少したことも要因のひとつと考えられます。

また、平成28年度に和歌山県消費生活センター（以下、「県センター」という。）に寄せられた消費生活相談件数は5,695件となり、前年度から855件（約13.1%）減少していますが、市町村の消費生活相談窓口等（以下、「相談窓口等」という。）に寄せられた相談件数は2,098件となり、前年度から84件（約4.2%）増加しています。（図表1）これは、消費者ホットライン（188）や市町村による相談窓口等の周知が進んだことなどが要因と考えられます。

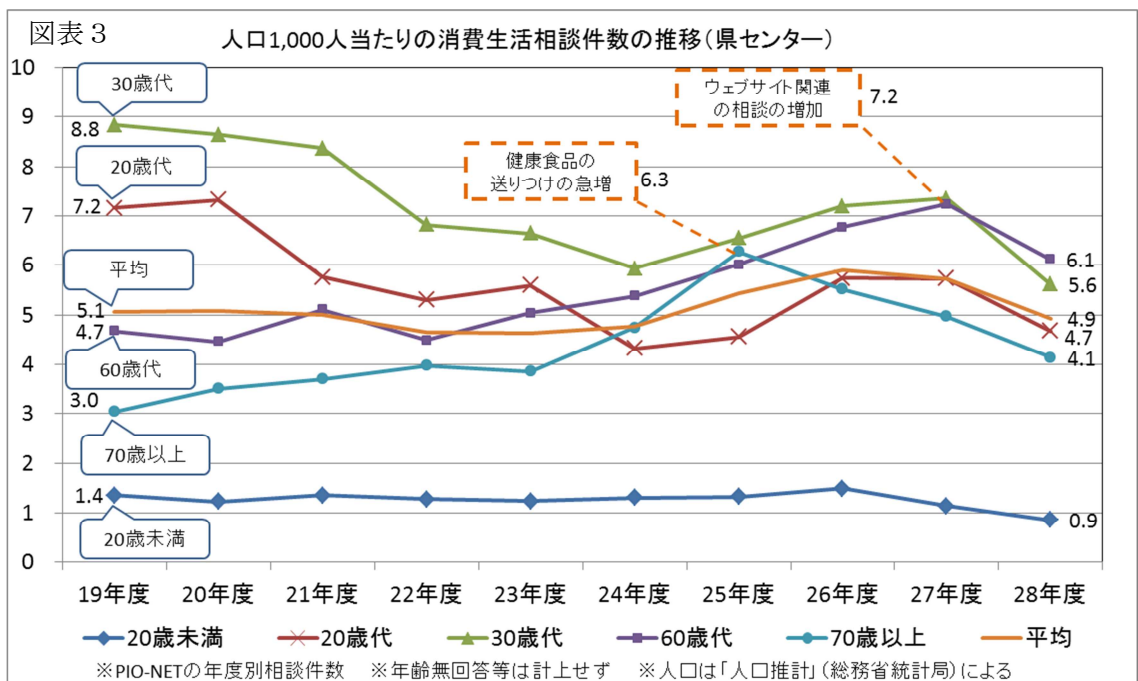


なお、平成28年度に県センターに寄せられた5,695件の消費生活相談のうち、苦情相談は5,227件、要望・問い合わせが468件となっています。苦情相談のうち、60歳以上の高齢者層からの相談の割合が4割近くを占めています。



県センターに寄せられた人口1,000人あたりの相談件数の推移を見れば、平成25年度には、70歳以上で「健康食品の送り付け」に関する相談の急増や、平成27年度には、60歳代で「ウェブサイト関連」に関する相談の増加など、高齢者を対象とした詐欺的手口が増加しています。(図表2) また、平成29年の消費者白書でも同様のことが指摘されており、平成19年(2007年)から平成28年(2016年)においては、20歳代、30歳代は相談件数が長期的に減少傾向にある一方、65歳以上の相談件数は増加しています。

この背景には、高齢者を対象とした詐欺的手口の増加や、早めの相談を促す啓発活動による効果、見守り体制の強化による相談の掘り起しの浸透等の可能性が指摘されています。(図表3)



相談内容としては、苦情相談のうち、ウェブサイト関連の相談が約2割となっています。ウェブサイト関連の相談割合は横ばいとなっていますが、近年、消費生活相談のトップとなっています。(図表4) これは、スマートフォン等の普及が全ての世代に進んだことが要因のひとつと考えられます。

図表4

順位	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
1	ウェブサイト関連	992	ウェブサイト関連	974	ウェブサイト関連	1,238	ウェブサイト関連	1,216	ウェブサイト関連	1,173
2	健康食品	243	健康食品	432	固定通信回線	518	固定通信回線	459	固定通信回線	340
3	詐欺的投資取引	189	固定通信回線	206	健康食品	178	健康食品	197	健康食品	213
4	工事・建築	162	詐欺的投資取引	179	不動産貸借	162	四輪自動車	165	不動産貸借	137
5	固定通信回線	153	工事・建築	164	工事・建築	152	工事・建築	155	工事・建築	125
6	不動産貸借	150	不動産貸借	160	詐欺的投資取引	125	不動産貸借	150	四輪自動車	103
7	フリーローン・消費者金融	124	フリーローン・消費者金融	151	フリーローン・消費者金融	122	フリーローン・消費者金融	123	修理サービス	98
8	新聞	89	四輪自動車	100	携帯電話サービス	103	修理サービス	104	携帯電話サービス	91
9	ソーラーシステム	82	新聞	91	修理サービス	96	携帯電話サービス	103	フリーローン・消費者金融	90
10	修理サービス	76	修理サービス	84	テレビ放送サービス	93	詐欺的投資取引	88	化粧品	81

※相談の具体的内容

- ・ウェブサイト関連：ワンクリック請求、出会い系サイトのトラブルなど
- ・固定通信回線：光回線やプロバイダ等の契約・解約トラブルなど
- ・健康食品：健康食品の定期購入トラブル、強引な電話勧誘など

4 計画の位置付けと計画期間

この計画は、推進法第10条第1項に基づき策定する計画であり、また、長期総合計画の実施計画として位置付けるもので、「自立した消費者」を育成するための必要な事項、効果的な方法等、和歌山県において消費者教育を推進するための具体的な内容を示すものとします。

また、本計画の計画期間は、基本方針に準じ5年間とし、平成30年度から平成34年度までの計画とします。

ただし、社会経済情勢の変化や基本方針の変更、長期総合計画の見直し等、必要に応じて見直しを行うものとします。